

平成27年3月4日  
農林水産省消費・安全局

## 平成27年度 食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画

### 1. 基本的な考え方

食品安全行政にリスクアセスメントが導入され、科学に基づいた行政の推進が必要となっています。

このため、農林水産省は、食品の安全性に関するリスク管理の標準的な作業手順を記述した「農林水産省及び厚生労働省における食品の安全性に関するリスク管理の標準手順書」<sup>1</sup>を作成し、国際的に合意された枠組みにのっとり、食品の安全性に関するリスク管理を行っています。

また、本手順書に基づき、リスク管理措置を講じる必要性やその具体的な内容を検討する際に不可欠なデータを得るため、サーベイランス<sup>2</sup>及びモニタリング<sup>3</sup>を優先的に実施すべき危害要因を明示したサーベイランス・モニタリング中期計画<sup>4</sup>（以下「中期計画」という。）を作成し、サーベイランス・モニタリングを実施しています。

この度、中期計画に基づき、以下のとおり、平成27年度における食品の安全性に関する有害化学物質及び有害微生物のサーベイランス・モニタリング年次計画（以下「年次計画」という。）を定めました。

### 2. 調査対象選定の考え方

- (1) 調査対象は、中期計画の優先度のほか、これまで実施したサーベイランス・モニタリングの結果やリスク管理作業の進捗状況を考慮して決定しました。
- (2) リスク管理検討会<sup>5</sup>を通じて、技術的な知見を含めて意見をいただき、年次計画に反映させました。
- (3) 食品安全に関する想定外のリスクが年次計画期間中に顕在化した場合、年次計画にかかわらず、問題となる危害要因の食品中の含有濃度などについて、緊急に調査を実施する場合があります。

### 3. 調査対象

別紙（有害化学物質：別紙1、有害微生物：別紙2）のとおり。

<sup>1</sup> 平成17年8月25日公表、平成24年10月16日最終改定。

<sup>2</sup> 問題の程度や実態を知るための調査。

<sup>3</sup> 矯正的措置をとる必要があるかどうかを決定するために行う調査。

<sup>4</sup> 有害化学物質：平成22年12月22日公表、有害微生物：平成24年3月23日公表。

<sup>5</sup> 農林水産省職員、消費者、生産者及び事業者等の関係者間で情報・意見を相互に交換し、必要に応じそれらの情報・意見をリスク管理施策に反映させるために実施するリスクコミュニケーションの場。

## 平成27年度 食品の安全性に関する有害化学物質の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングは、農林水産省が定めた「サーベイランス・モニタリングの計画・実施及び結果の評価・公表に関するガイドライン」に基づいて実施する。
- (2) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害化学物質リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。
- (3) 危害要因を含有する可能性がある食品又は飼料の範囲が分からぬ場合や、十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合は、予備調査を実施する。

### (サーベイランス)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	最低調査点数*
ヒ素	国内の水田土壌及び同水田で生産されるコメ中のヒ素の含有実態を詳細に把握。	土壌	1,000
		玄米	1,000
		精米(上記玄米を精白したもの)	1,000
	卸段階におけるコメ中ヒ素の含有実態を把握。	玄米	300
		精米(上記玄米を精白したもの)	300
ダイオキシン	ダイオキシン対策推進基本指針に基づき、水産物について含有実態を把握。	ウナギ	20
		カタクチイワシ	20
		コノシロ	20
		スズキ	20
	畜産物の残留の主要な経路である飼料について実態を把握。	動物性油脂、魚油、魚粉等	検討中
デオキシンバ レノール (DON) 及びア セチル体(3- アセチル DON、15-アセ チルDON)	リスク管理措置の有効性を検証するため、国産麦類における全国的な含有実態(DONとアセチル体の比率)及び年次変動を把握。	小麦	120
		大麦	100
	国産豆類(ササゲ属及びインゲンマメ属)について、全国的な含有実態を把握し、リスク管理措置の必要性を検討。	小豆	100
		いんげん	100

\*必要に応じて、表に記載した点数以上を採取予定。1試料当たり複数の化学物質等を分析する場合でも1点と数える。

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	最低調査点数
DON-3グルコシド	(予備調査) 国産麦類について、全国的な含有実態(DONやアセチル体との比率、相関)を予備的に把握し、年次変動の把握を含めた本調査の必要性を検討。	小麦	120
		大麦	100
ニバレノール(NIV)及びアセチル体(4-アセチルNIV)	リスク管理措置の有効性を検証するため、国産麦類における全国的な含有実態(NIVとアセチル体の比率)及び年次変動を把握。	小麦	120
		大麦	100
ゼアラレノン	(予備調査) 国産豆類(ササゲ属及びインゲンマメ属)について、全国的な含有実態を予備的に把握し、リスク管理措置の必要性を検討。	小豆	100
		いんげん	100
T-2トキシン及びHT-2トキシン	国産麦類について、全国的な含有実態及び年次変動を把握し、リスク管理措置の必要性を検討。	小麦	120
		大麦	100
ゼアラレノン	国産豆類(ササゲ属及びインゲンマメ属)について、全国的な含有実態を把握し、リスク管理措置の必要性を検討。	小豆	100
		いんげん	100

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	最低調査点数
ジアセトキシスルペノール	(予備調査) 国産麦類について、全国的な含有実態を予備的に把握し、年次変動の把握を含めた本調査の必要性を検討。	小麦	120
		大麦	100
	(予備調査) 国産豆類(ササゲ属及びインゲンマメ属)について、全国的な含有実態を予備的に把握し、本調査の必要性を検討。	小豆	100
		いんげん	100
アフラトキシン	(予備調査) 国産米について、全国的な含有実態を予備的に把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク措置の必要性を検討。	玄米、精米	検討中
	(予備調査) 国産大麦について、全国的な含有実態を予備的に把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク管理措置の必要性を検討。	大麦	検討中
オクラトキシンA	国産米について、全国的な含有実態を把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク管理措置の必要性を検討。	玄米、精米	検討中
	(予備調査) 国産大麦について、全国的な含有実態を予備的に把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク管理措置の必要性を検討。	大麦	検討中
ステリグマトシン	(予備調査) 国産米について、全国的な含有実態を予備的に把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク措置の必要性を検討。	玄米、精米	検討中
	(予備調査) 国産大麦について、全国的な含有実態を予備的に把握し、現行のリスク管理措置の有効性や新たなリスク措置の必要性を検討。	大麦	検討中

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	最低調査点数
フモニシン	(予備調査) 国産米について、全国的な含有実態を予備的に把握し、年次変動の把握を含めた本調査の必要性を検討。	玄米、精米	検討中
ピロリジジンアルカロイド	(予備調査) 国産農産物について、含有実態を予備的に把握し、リスク管理の必要性を検討。	ふき	検討中
アクリルアミド	主要食品に含まれるアクリルアミド濃度の傾向を把握。	ポテトスナック	120
		フライドポテト	120
		含みつ糖	120
		パン類	120
トランス脂肪酸	国内で流通している加工油脂中のトランス脂肪酸及び飽和脂肪酸の最新の実態を把握。	クリーム類(植物性脂肪を含むもの)、食用植物油脂	150
ヒスタミン	農産物漬物のフードチェーンの各工程においてヒスタミン低減対策を講じる必要があるかを検討するため、含有実態を調査。	農産物漬物	300

(モニタリング)

危害要因	調査の趣旨	具体的な調査対象品目	最低調査点数
カドミウム	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、動物性飼料(魚粉、肉骨粉等)、乾牧草等	検討中
総水銀	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、動物性飼料(魚粉、肉骨粉等)、乾牧草等	検討中
鉛	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、動物性飼料(魚粉、肉骨粉等)、乾牧草等	検討中
アフラトキシン (AF)	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、トウモロコシ、その他の飼料原料	検討中
ゼアラレノン	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、主要穀類等	検討中
デオキシニバ レノール	飼料の残留基準値への適合を確認するため実施。 モニタリングの結果は、残留基準値の見直しに活用。	配合飼料、主要穀類等	検討中

## 平成27年度 食品の安全性に関する有害微生物の サーベイランス・モニタリング年次計画

- (1) サーベイランス及びモニタリングの実施に当たって、有害微生物リスク管理基礎調査事業により分析を委託する場合は、精度管理を行うこと及び妥当性が確認された分析法を用いること等を条件として競争入札を行い、分析機関を選定する。
- (2) 十分なデータが存在せず、汚染状況が不明な場合は、予備調査を実施する。

### (サーベイランス)

危害要因	調査対象 食品群	調査の趣旨	具体的な 調査対象品目	最低調査点数
カンピロバクター	鶏肉	肉用鶏農場における侵入経路を把握し、農場での汚染低減対策を検討。	腸管内容物	150
			環境試料	240
		食鳥処理施設における交叉汚染の影響を把握し、汚染低減対策を検討。	鶏肉	450
			腸管内容物	300
	牛肉	国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。	部分肉、挽肉	300
	豚肉	繁殖母豚、子豚、肥育豚の保有状況と環境試料の汚染状況を調査し、豚の感染時期や感染経路を推定。	腸管内容物	500
			鼻粘膜	500
			環境試料	25
		国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。	部分肉、挽肉	300
サルモネラ	鶏卵	採卵鶏群のサルモネラ保有状況と鶏卵の汚染状況の関係を把握。	鶏卵	2,080
			環境試料	72
			腸管内容物	180
	鶏肉	肉用鶏農場における侵入経路を把握し、農場での汚染低減対策を検討。	腸管内容物	150
			環境試料	240
		食鳥処理施設における交叉汚染の影響を把握し、汚染低減対策を検討。	鶏肉	450
			腸管内容物	300
	豚肉	繁殖母豚、子豚、肥育豚の保有状況と環境試料の汚染状況を調査し、豚の感染時期や感染経路を推定。	腸管内容物	500
			鼻粘膜	500
			環境試料	25

危害要因	調査対象 食品群	調査の趣旨	具体的な 調査対象品目	最低調査点数
腸管出血性 大腸菌	牛肉	食肉処理施設に搬入される牛について、腸管出血性大腸菌O157の保有状況を調査。	腸管内容物	660
	生食用野菜	果菜を対象に、「栽培から出荷までの野菜の衛生管理指針」に基づく対策の実施状況を把握するとともに微生物調査を行い、指針に収載された衛生管理対策を検証。	トマト	500
			きゅうり	500
			圃場(土壤、水等)、調製施設の環境試料	2,500
ノロウイルス	二枚貝	二枚貝におけるノロウイルス陽性率の季節性変化の把握を目的として、カキのノロウイルスの保有状況を調査。	カキ	2,070
			水	20
リストリア・モ ノサイトジェネ ス	鶏肉	食鳥処理施設における交叉汚染の影響を把握し、汚染低減対策を検討。	鶏肉	450
			腸管内容物	300
			器材	150
	牛肉	国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。	部分肉、挽肉	300
			部分肉、挽肉	300
	豚肉	国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。	部分肉、挽肉	300
	農畜水産物 由来の非加 熱調理済み 食品	国内の加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している調理済み食品(国内製造品)の汚染実態を把握。	農畜水産物由来の非加熱 調理済み食品	1,850
	豚肉	繁殖母豚、子豚、肥育豚の保有状況と環境試料の汚染状況を調査し、豚の感染時期や感染経路を推定。	腸管内容物	500
			鼻粘膜	500
			環境試料	25
		国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。	部分肉、挽肉	300

危害要因	調査対象 食品群	調査の趣旨	具体的な 調査対象品目	最低調査点数	
E型肝炎ウイルス	豚肉	繁殖母豚、子豚、肥育豚の保有状況と環境試料の汚染状況を調査し、豚の感染時期や感染経路を推定。	腸管内容物	500	
			鼻粘膜	500	
			環境試料	25	
国内の生産・加工・流通段階における汚染低減対策の必要性の検討に活用するため、全国に流通している国産食肉の汚染実態を把握。		部分肉、挽肉		300	
性状解析	主に前年度 分離株	疫学調査のための情報を入手。	保存菌株等	検討中	